

京都市告示第440号

京都市健康増進センター条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市健康増進センターを臨時に開所します。

平成17年12月21日

京都市長

梶本 頼兼

臨時開所する日時 平成17年12月28日（水）

午前9時30分から午後5時まで

平成18年1月4日（水）

午前9時30分から午後5時まで

（保健福祉局保健衛生推進室健康増進課）